

		改 正 後	改 正 前
番号	船	船	船
1	地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十八項に規定する船舶は、次の表のとおりとする。	地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示の一部を改正する告示	地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十二号）の一部を次のように改正する。
一〇六	（略）	第一号から第二十五号までに掲げる構造及び装置の全てを有している船舶（第二十六号から第三十三号までに規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）（2の項又は3の項に掲げる船舶を除く。）	第一号から第二十五号までに掲げる構造及び装置の全てを有している船舶（第二十六号から第三十三号までに規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）（2の項又は3の項に掲げる船舶を除く。）
イ・ロ	（略）	七 燃料タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）	七 燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）

○国土交通省告示第百八十八号
地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十八項の規定に基づき、地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
令和六年三月三十日

地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

2	<p>八〇十四 (略)</p> <p>十五 燃料タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置 十六〇三十三 (略)</p>
2	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標（以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置の全てを有している船舶（同項第二十七号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）</p> <p>一 令和七年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値</p> <p>イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。）第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) 載貨重量トン数（以下「Dw」という。）が二万トン以上のもの</p> $840.972Dw^{-0.488}$ <p>(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの</p> $1.218.8Dw^{-0.488} \quad (0.88 - 0.19 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$ <p>ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが二万トン以上のもの</p> $841.11Dw^{-0.488}$ <p>(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの</p> $1.219Dw^{-0.488} \quad (0.88 - 0.19 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$

2	<p>八〇十四 (略)</p> <p>十五 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置 十六〇三十三 (略)</p>
2	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標（以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置の全てを有している船舶（同項第二十七号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）</p> <p>一 令和七年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値</p> <p>イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。）第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) 載貨重量トン数（以下「Dw」という。）が二万トン以上のもの</p> $840.972Dw^{-0.488}$ <p>(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの</p> $1.218.8Dw^{-0.488} \quad (0.88 - 0.19 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$ <p>ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) Dwが二万トン以上のもの</p> $841.11Dw^{-0.488}$ <p>(2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの</p> $1.219Dw^{-0.488} \quad (0.88 - 0.19 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$

ハ 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船（以下「液化ガスばら積船」という。）（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの

$$744.8Dw^{-0.455}$$

(2) Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの

$$772.8Dw^{-0.455}$$

(3) Dwが二千トン以上一万トン未満のもの

$$1,120Dw^{-0.455} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 2,000}{8,000} \right)$$

二 指標基準省令第一条第七項に規定するばら積貨物船（以下「ばら積貨物船」といふ。）（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの

$$663.6351Dw^{-0.477}$$

(2) Dwが一万トン以上二万トン未満のもの

$$961.79Dw^{-0.477} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 10,000}{10,000} \right)$$

ホ 指標基準省令第一条第八項に規定するコノテナ船（以下「コノテナ船」という。）（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二十万トン以上のもの

$$81.0123Dw^{-0.391}$$

(2) Dwが十二万トン以上二十万トン未満のもの

$$89.7233Dw^{-0.391}$$

(3) Dwが八万トン以上十二万トン未満のもの

$$98.4343Dw^{-0.391}$$

(4) Dwが四万トン以上八万トン未満のもの

$$107.1453Dw^{-0.391}$$

(5) Dwが一万五千トン以上四万トン未満のもの

$$115.8563Dw^{-0.391}$$

(6) Dwが一萬トン以上一万五千トン未満のもの

$$174.22Dw^{-0.391} \left(0.815 - 0.15 \frac{Dw - 10,000}{5,000} \right)$$

ハ 指標基準省令第一条第九項に規定する冷凍運搬船（以下「冷凍運搬船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが五千トン以上ものの

$$156.63869Dw^{-0.244}$$

(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの

$$227.01Dw^{-0.244} (0.88 - 0.19 \frac{Dw - 3,000}{2,000})$$

ト 指標基準省令第一条第十一項に規定する一般貨物船（以下「一般貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上のもの

$$71.4742Dw^{-0.216}$$

(2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの

$$107.48Dw^{-0.216} (0.88 - 0.215 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$$

二 令和四年四月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和四年十月一日から令和七年六月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値
イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二千トン以上のもの

$$950.664Dw^{-0.488}$$

(2) (略)

ハ 液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (3) (略)

二 ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (2) (略)

一 令和四年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値
イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。）第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) 載貨重量トン数（以下この表において「Dw」という。）が二万トン以上のもの

$$950.664Dw^{-0.488}$$

(2) (略)

ロ (略)

ハ 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船（以下「液化ガスばら積船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (3) (略)

二 指標基準省令第一条第七項に規定するばら積貨物船（以下「ばら積貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (2) (略)

3	<p>ホ コンテナ船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>ヘ 冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>ト 一般貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値</p> <p>三 (1) (2) (略)</p> <p>三 (1) (2) (略)</p>
---	--

海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならぬ船舶（第一号イからヘまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限るものとし、平成二十七年九月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶については、平成二十八年二月二十九日以前に建造に着手されたもの）を除く。）で、二酸化炭素放出抑制指標の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第三十一号に掲げる装置の全てを有している船舶（同項第二十七号から第三十号まで、第三十二号及び第三十三号に規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）

一 令和七年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 指標基準省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船（以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」という。）（次に掲げるものに限る。）

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが千トン以上のもの

(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16Dw^{-0.381} \quad (0.88 - 0.19 \frac{Dw - 250}{750})$$

$$518.9904Dw^{-0.381}$$

口 指標基準省令第一条第二項に規定するクルーズ旅客船（以下「クルーズ旅客船」という。）（次に掲げるもので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関（以下「推進機関」という。）を有するものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) 総トン数（以下この表において「Gt」という。）が八万五千トン以上のもの

$$113,6086Gt^{-0.214}$$

- (2) Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170,84Gt^{-0.214} (0.88 - 0.215 \frac{Gt - 25,000}{60,000})$$

ハ 指標基準省令第一条第五項に規定する液化天然ガス運搬船（以下「液化天然ガス運搬船」という。）（Dwが一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。）

$$1,498,7105Dw^{-0.474}$$

二) 指標基準省令第一条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船（以下「ロールオン・ロールオフ貨物船」という。）（次に掲げるものに限るものとし、同条第十一項に規定する自動車運搬船（以下「自動車運搬船」という。）に該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが二千トン以上のもの

$$969,5535Dw^{-0.498}$$

- (2) Dwが千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405,15Dw^{-0.498} (0.88 - 0.19 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$$

ホ 自動車運搬船（Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が○・二未満であるものに限る。）

$$538,4484Dw^{-0.471} \left(\frac{Dw}{Gt} \right)^{-0.7}$$

ヘ 自動車運搬船（Dwが一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。）

$$1,250,7147Dw^{-0.471}$$

二) 令和四年四月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和四年十月一日から令和七年六月三十日までの間に建造に着手されたもの）次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 指標基準省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船（以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」という。）（次に掲げるものに限る。）

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) (2) (略)

□ クルーズ旅客船（次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める算式により算定した値

(1) $\frac{Gt}{116,171.2} \cdot Gt^{-0.214}$
が八万五千トン以上のもの

(2) (略)

ハ 液化天然ガス運搬船（ D_w が一万トン以上の中のもので、推進機関を有するものに限る。）

$1,532,516 D_w^{-0.474}$

二) ロールオン・ロールオフ貨物船（次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める算式により算定した値

(1) (2) (略)
ホ・ヘ (略)
二・七 (略)

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

□ 指標基準省令第一条第二項に規定するクルーズ旅客船（以下「クルーズ旅客船」という。）（次に掲げるもので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関（以下この項において「推進機関」という。）を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める算式により算定した値

(1) 総トン数（以下）の表において「 Gt 」（以下）が八万五千トン以上のもの

$116,171.2 Gt^{-0.214}$

(2) (略)

ハ 指標基準省令第一条第五項に規定する液化天然ガス運搬船（以下「液化天然ガス運搬船」という。）（ D_w が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。）

$1,532,516 D_w^{-0.474}$

二) 指標基準省令第一条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船（以下「ロールオン・ロールオフ貨物船」という。）（次に掲げるものに限るものとし、同条第十一項に規定する自動車運搬船（以下「自動車運搬船」という。）に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める算式により算定した値

(1) (2) (略)
ホ・ヘ (略)
二・六 (略)